

○在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年12月12日

条例第28号

改正 昭和55年12月20日条例第12号

昭和57年9月29日条例第10号

昭和61年3月7日条例第10号

平成3年8月26日条例第15号

平成11年3月25日条例第5号

平成18年3月23日条例第16号

平成19年3月22日条例第9号

平成21年12月16日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、鶴ヶ島市に居住する在宅の重度心身障害者に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (3) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（A）又はAに該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が障害の程度について最重度

又は重度と判定した者

(5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

（受給資格等）

第3条 手当を受けることができる者は、鶴ヶ島市に住所を有する在宅の重度心身障害者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号若しくは第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に入所している者

(2) 法第17条の規定による障害児福祉手当、法第26条の2の規定による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けている者。ただし、前条第1号に該当し、かつ、同条第3号又は第4号に該当する20歳未満の者であって、人工呼吸器を使用する等の医療的な介護を必要とするもので、規則で定めるものを除く。

(3) 65歳以上の者。ただし、次のア又はイに該当する場合を除く。

ア 65歳に達する日の前日において前条第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当していた者であって、引き続き同条第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当している場合

イ 平成22年1月1日以後に65歳に達する者であり、かつ、65歳に達する日の前日において前条第2号に該当していたものであって、引き続き同条第2号に該当している場合

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により当該申請者にその

結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条第2項の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 鶴ヶ島市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第2条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 前条第1項第1号又は第2号に該当することとなったとき。
- (4) 死亡したとき。

2 受給資格者（前項第4号の場合にあっては、その遺族）は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

(手当の額)

第5条 手当の額は、受給資格者1人につき月額5,000円とする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

(支給の停止等)

第7条 手当は、受給資格者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されている者である場合は、その年の8月分から翌年の7月分までは、支給しない。

2 受給資格者は、規則で定めるところにより、前項に規定する市町村民税の課税の状況について、市長に届け出なければならない。ただし、市長が届出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(支給制限)

第8条 市長は、受給資格者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者がいるときは、市長は

受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 在宅重度心身障害児手当支給条例（昭和47年条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による受給者は、その氏名を障害者本人に改めることにより、この条例の規定による受給者とみなす。

附 則（昭和55年条例第12号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、第3条第2項の規定により認定の申請をしている者であって、改正後の第2条に規定する手当の支給要件に該当するものについては、申請の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から手当を支給する。
- 3 この条例の施行の日において、現に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、改正後の第2条に規定する手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30

日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、改正後の第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成3年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第16号）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 改正後の在宅重度心身障害者手当支給条例の規定は、平成18年8月以後の月分の在宅重度心身障害者手当について適用し、同年7月以前の月分の在宅重度心身障害者手当については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条各号のいずれかに該当している者に対する在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）の支給については、改正後の在宅重度心身障害者手当支給条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際新たに新条例第2条第2号に該当することとなった者が平成22年1月31日までに新条例第3条第2項に規定する申請書を提出し、受給資格の認定を受けたときは、新条例第6条の規定にかかわらず、平成22年1月から手当を支給する。